

東御市虐待等防止総合対策推進協議会について

1 設置された経緯

「児童虐待防止法」「高齢者虐待防止法」「障害者虐待防止法」「配偶者暴力防止法」が施行されている中で、各法律により市町村の保護や支援等の義務が規定されています。

しかし、担当部署だけで対応するには限界があることから、関係機関の協力を得ながら包括的に虐待等の早期発見、早期対応を可能にするネットワークを構築し運営するため「東御市虐待等防止総合対策推進協議会設置要綱」を制定しました。(平成 18 年度)

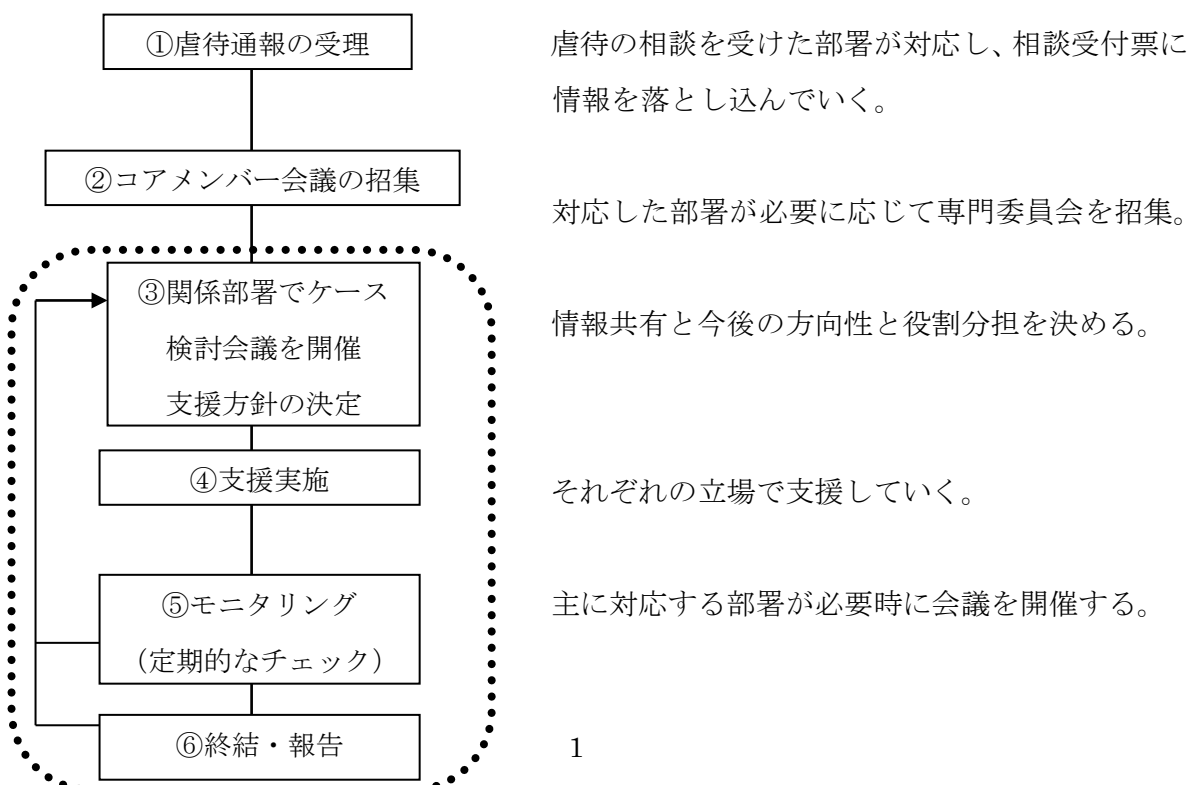
2 求められる役割

- (1) 協議会 早期発見、早期対応、啓発活動、研修会等（詳細は要綱第 3 条参照）
- (2) 事務局 個別事例への対応、関係機関との連携、相談窓口の明確化、早期発見、早期対応、啓発活動、研修会等

3 設置したことによる期待

- (1) 早期発見、早期対応（予防的支援が可能となり、深刻化を招かない）
- (2) 関係機関との連携（担当者だけがケースを抱え込むという危険性を予防し、負担の軽減を図ることができる）
- (3) 関連団体、担当部署の意識変化（虐待は他人事ではないという意識が早期発見につながる）

4 虐待発生時の対応について



東御市虐待等防止ネットワーク

虐待問題を抱える家庭・施設

発見 ↑ 相談 ↓

地域住民
民生児童
委員

ケアマネジャー
学校・医師等

虐待の疑い
＜協議会に所属する団体等の構成員＞

相談

報告

東御市虐待等防止総合対策推進協議会

- ・虐待等防止の情報交換、啓発活動、研修会等の企画・立案
- ・虐待等の実態調査の実施
- ・虐待等防止の総合的な指針等の決定

事務局

- ・虐待等防止ネットワークの事務、活動の支援
- ・窓口機能

専門委員会

児童虐待
防止委員会

高齢者虐待
防止委員会

障害者虐待
防止委員会

配偶者暴力
防止委員会

ネットワークミーティング

●福祉援護係 福祉推進係
学校教育係
保育係 保育園
子育て支援係
保健係 青少年教育係

●地域包括支援係
福祉推進係
人権同和政策係
人権同和教育係

●福祉援護係
人権同和政策係
人権同和教育係

●福祉援護係
男女共同参画係
人権同和政策係
人権同和教育係

ネットワーク
ミーティング
・個別の事例に
関係する者

協議会委員

- ・人権擁護委員協議会
- ・民生児童委員協議会
- ・医人会
- ・民間介護・福祉事業所連絡会
- ・身体障害者福祉協会
- ・手をつなぐ育成会
- ・シニアクラブ連合会
- ・女性団体連絡協議会
- ・PTA 連合会
- ・保育園保護者会連合会
- ・社会福祉協議会
- ・上田警察署
- ・佐久児童相談所
- ・校長会

●印
市役所窓口

○児童虐待防止委員会

児童虐待は、保護者が監護する児童（18 歳未満）の「心身ともに安全で健やかに育つ権利」を侵害すること。不適切な養育環境や心理的虐待など保護者の意図とは関わりなく、児童にとって有害な行為であれば虐待とされる。そのような事態を防ぐため、平成 12 年 11 月に「児童虐待防止法」が施行された。

1 虐待の種類

種 類	虐 待 の 内 容
身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれの有る暴行を加えること
性的虐待	児童にわいせつな行為をする又は、児童にさせること
ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい食事制限又は長時間の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること
心理的虐待	児童に対する著しい暴言や、家族に対する暴力により児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

2 市の役割

児童虐待の防止等に関する法律はその目的を次のように示している。

「児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資する。」

児童虐待の増加傾向にある昨今、この法律に基づく取り組みは、本市においてもますます重要になっていると考える。日常の子育て相談から深刻な児童虐待の相談まで、市に対する相談の内容が幅広くなっている中で、これらの相談に対するきめ細かく効率ある対応と、相談者への適切な援助が必要とされている。

このためには、関係機関及び民間団体との連携を一層強化し、必要な体制の整備をすることが求められる。さらに、要保護児童に対する適切な支援を行うためには、要保護児童対策地域協議会等によって必要な情報の交換や支援内容・方法について深めていくことが重要である。

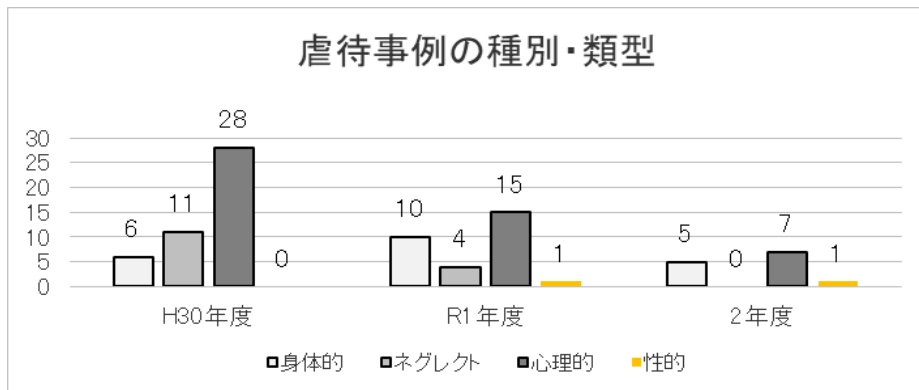
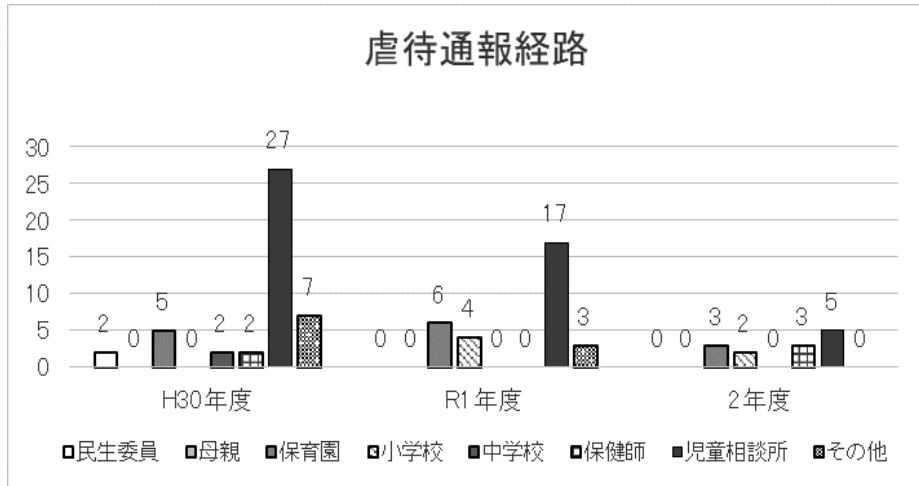
3 東御市の虐待状況

相談通報件数

年度	件数
H30 年度	45 件
R1 年度	54 件
R2 年度	42 件

虐待件数

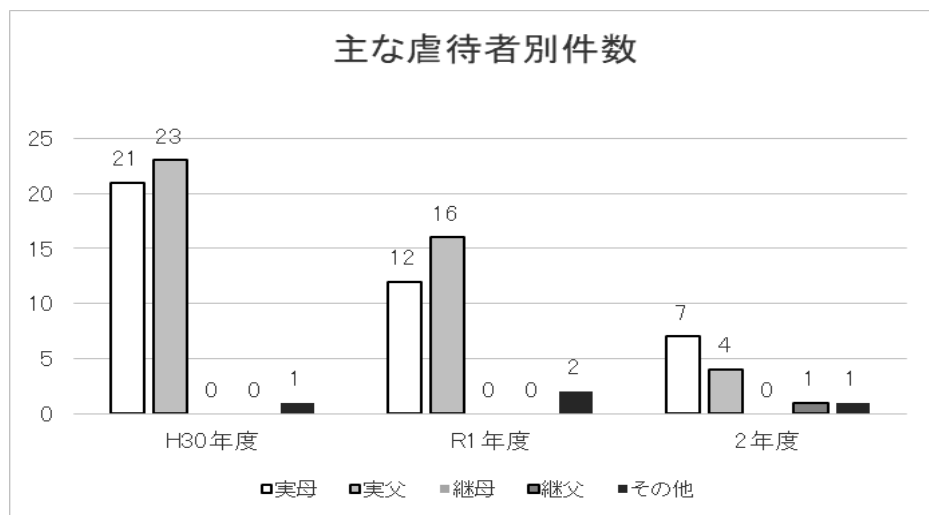
年度	件数
H30 年度	45 件
R1 年度	30 件
R2 年度	13 件



・新規の相談件数は減少しているが、ケースとして昨年度来から継続してかかわっているケースもあるので、市全体の虐待件数としては、横ばいの状況である。

・種別では、夫婦喧嘩による面前DVの心理的虐待の割合が多い。

・「虐待」に至る前段階での相談やサービス利用により状況が改善されているケースもある。



4 今後の課題

- (1) 虐待防止、早期発見のための啓発及び周知
- (2) 多機関等の連携による情報収集及び早期発見
- (3) 相談等の充実による早期対応

○高齢者虐待防止委員会

高齢者の人権を尊重するためにも虐待防止が重要である。そこで、虐待を受けた高齢者を保護し、かつ養護者に対しても支援を行うため、平成 17 年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が成立し、平成 18 年に施行された。

高齢者虐待防止法では、高齢者は 65 歳以上の者と定義され、虐待を養護者による高齢者虐待と、養介護施設従事者等による高齢者虐待に分類している。

1 虐待の種類

種 類	虐 待 の 例
身体的虐待	なぐる、蹴るといった暴力を振るうこと
介護放棄（ネグレクト）	食事などを与えない、必要なサービスを使わせないこと
心理的虐待	怒鳴る、脅すなど言葉の暴力をふるうこと
性的虐待	わいせつな行為をする、させること
経済的虐待	年金や預金を取ってしまうこと

2 市の役割

(1) 養護者による虐待

- ア 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言
- イ 高齢者の安否確認、事実確認、関係機関との連携
- ウ 緊急時の入所等の措置及び居室の確保

- エ 立ち入り調査の実施、その際の警察署長に対する援助要請
- オ 成年後見制度利用支援事業の促進
- カ 相談窓口の周知

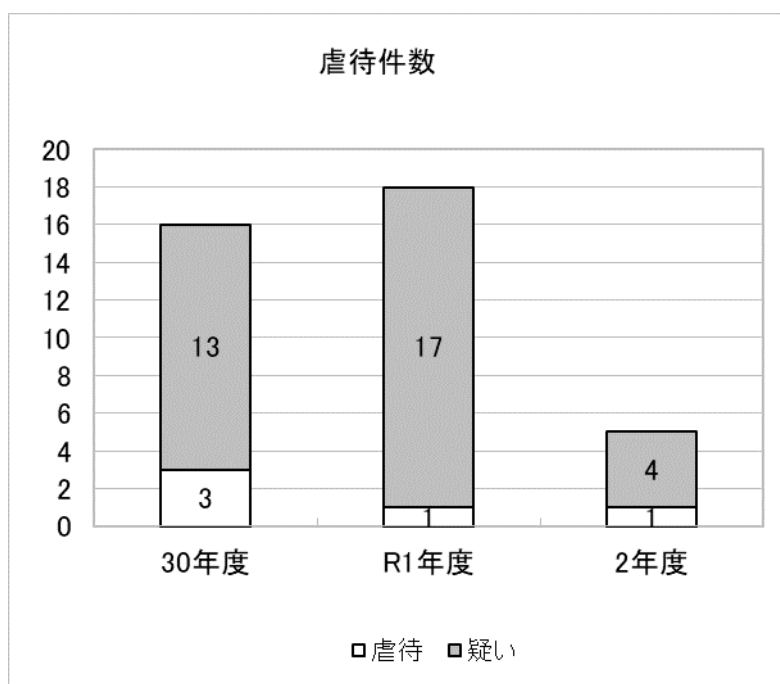
(2) 要介護施設従事者等による虐待

- ア 通報を受けた場合の事実確認等
- イ 虐待に係る事項の県への報告
- ウ 被害高齢者の保護を図るための権限の適切な行使
- エ 相談窓口の周知

(3) 虐待防止への対応

- ア 虐待防止の啓発活動
- イ 研修会開催
- ウ 相談窓口の周知

3 東御市の現状



相談の種別・類型(重複有) 〈〉内の数字は虐待と判断されたもの

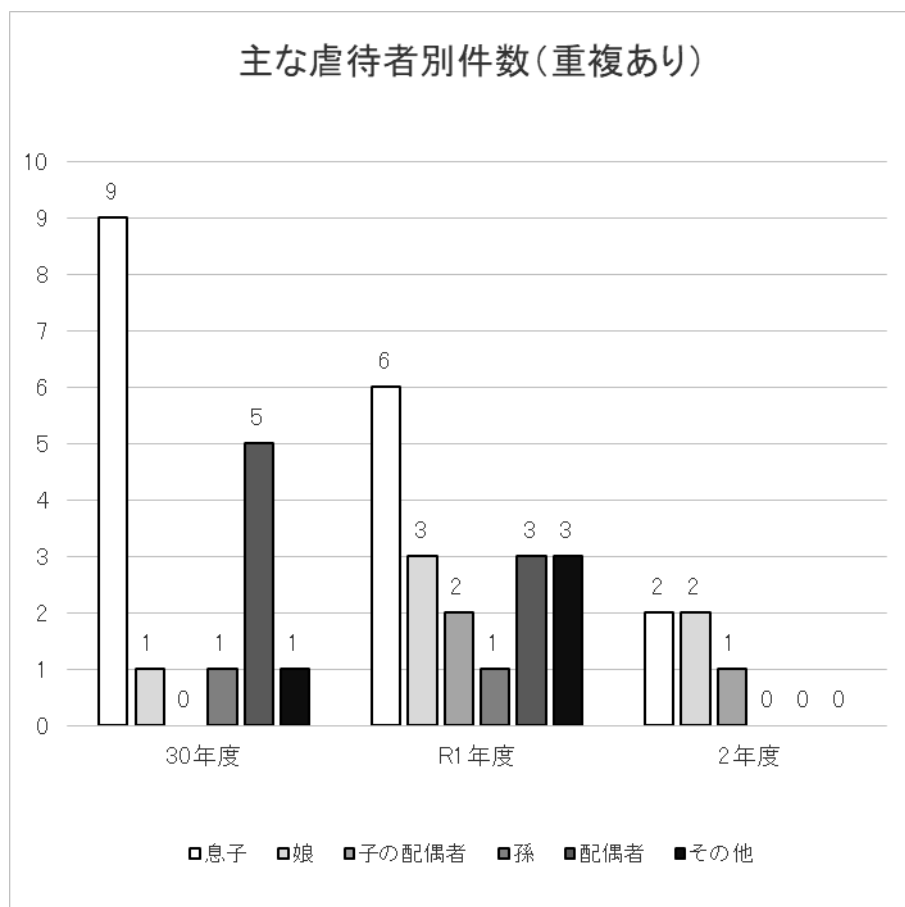
年度	身体的	介護放棄	心理的	性的	経済的
H30 年度	10件〈2件〉	2件〈0件〉	2件〈2件〉	0件	1件〈0件〉
R1 年度	9件〈1件〉	0件〈0件〉	7件〈1件〉	0件	5件〈1件〉
R2 年度	2件〈0件〉	1件〈0件〉	3件〈1件〉	0件	1件〈1件〉

虐待通報経路(重複有)

年度	本人	家族	ケアマネ	警察	民生児童委員	病院	その他
H30 年度	4件	3件	1件	3件	2件	0件	3件
R1 年度	5件	0件	1件	4件	1件	0件	7件
R2 年度	2件	0件	2件	0件	0件	0件	1件

*その他…知人、匿名 等

- ・この3年間では虐待の認定件数は減少傾向にある。
- ・虐待の通報経路におけるその他では介護サービス事業者職員、児童相談員、匿名からがあった。



- ・令和元年度から2年度では、息子からの虐待としての相談のみならず、虐待者として疑われる者が娘や配偶者、子の配偶者とされるケースも見られた。虐待者が精神保健福祉手帳を交付されている者や家族間からの不仲から手を出してしまったケースなど様々な相談があった。
- ・後遺症を患っている夫と介護者の妻の両者のストレスから虐待に発展する可能性があるケースも見受けられた。

4 今後の課題

(1) 相談窓口の周知

引き続き広報やお知らせ版などで地域包括支援センターの周知を図っていく。

(2) 介護保険支援事業所、警察、病院、民生児童委員など関係機関との連携強化

様々なケースの相談があるなかでチームとして虐待事案に対応できるよう、関係機関との情報共有を積極的に行っていく。

(3) 成年後見制度の利用促進と関係機関との連携

虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止、救済を図るため、上小圏域成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の周知と利用を促進する。

(4) 高齢者虐待対応フロー図による対応の徹底

通報を受けてからの一連の流れを定着させ、虐待対応においてスムーズな連携を図る。

(5) 必要なサービスの介入

介護者の介護ストレスの軽減のためのサービスの介入や虐待の疑いがあった方への継続的な見守りを行う。

○障害者虐待防止委員会

障がい者虐待とは、障がい者が他者から不適切な扱いを受け、権利利益を侵害される状態を指す。虐待の状況下では、生命・健康・生活が損なわれるような状態におかれることで、生き生きとした生活を奪われてしまう。そこで、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益を擁護することを目的として、平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行された。

1 虐待の種類

種 類	虐 待 の 内 容
身体的虐待	身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
ネグレクト	食事などを与えない、養護すべき者が義務を著しく怠ること
心理的虐待	障がい者に著しい暴言、心理的外傷を与える行動を行うこと
性的虐待	わいせつな行為をする、させること
経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分すること、財産上の利益を得ること

2 市の役割

人権擁護の観点から特に虐待の早期発見に努め、市として以下のとおり迅速に対応する。

(1) 養護者による虐待

ア 障がい者や養護者に対する相談、指導、助言

イ 通報を受けた場合、速やかな障がい者の安全確認、事実確認、対応協力者との対応について協議

ウ 入所等の措置及び居室の確保、その障がい者に対する養護者の面会の制限

エ 立ち入り調査の実施、その際の警察署長に対する援助要請

- オ 成年後見制度利用開始に関する審判の請求
- カ 専門的に従事する職員の確保
- キ 関係機関、民間団体等連携協力体制の整備
- ク 対応窓口、対応協力者の名称の周知

(2) 施設従事者等による虐待

- ア 対応窓口の周知
- イ 通報を受けた場合の事実確認等
- ウ 虐待に係る事項の県への報告
- エ 被害障がい者の保護を図るための権限の適切な行使

(3) 使用者による虐待

- ア 対応窓口の周知
- イ 通報を受けた場合の事実確認等
- ウ 虐待に係る事項の県への報告

(4) 財産上の被害防止

- ア 第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
- イ 被害を受け、又は受けるおそれのある障がい者に係る審判の請求

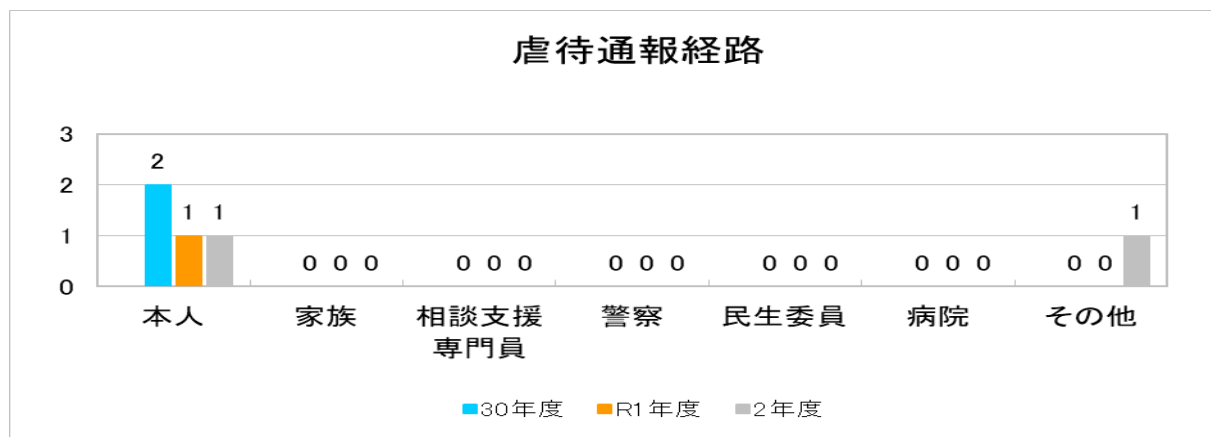
3 東御市の状況

相談通報件数

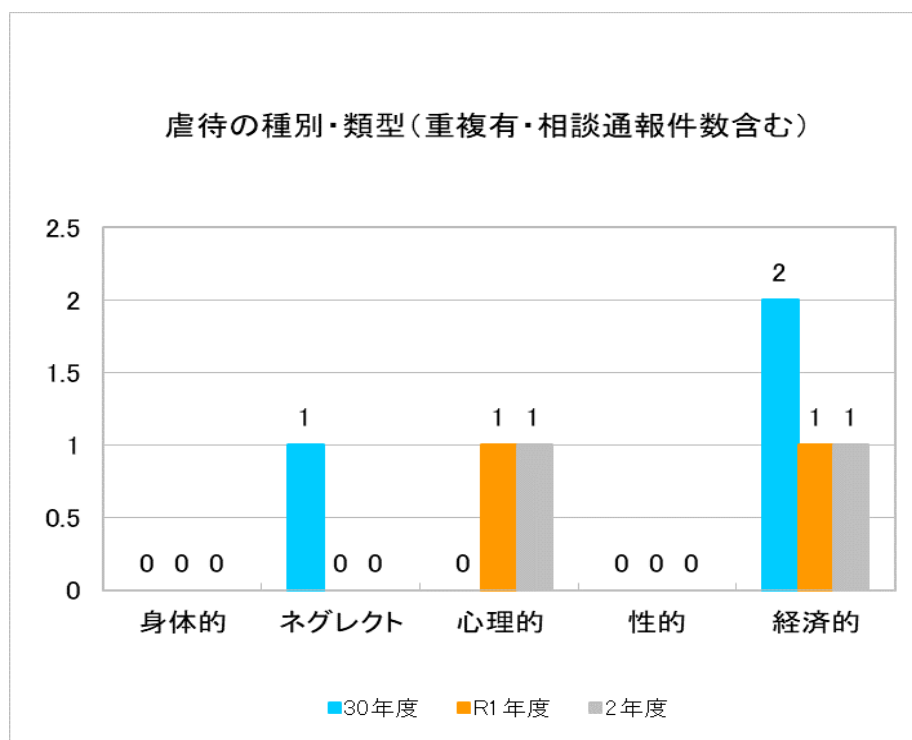
年度	区分			合計
	養護者	施設従事者	使用者	
H30 度	2件	0件	0件	2件
R1 年度	1件	0件	0件	1件
R2 年度	1件	0件	1件	2件

相談通報のうち虐待件数

年度	養護者	施設従事者	使用者
H30 度	1件	0件	0件
R1 年度	1件	0件	0件
R2 年度	0件	0件	1件



・相談件数は減少傾向ではあるものの、同居している家族（主に子）からのネグレクト、心理的虐待がみられる。コロナ禍の影響もあり、家庭内の閉鎖した環境で行われている印象がある。



4 今後の課題

- (1) 通報経路がご本人からであるが、障害者相談は本人が自主的に訴えられない場合もある。よって、虐待の状況があるにも関わらず表に出てこないケースもあると考えられる。
- (2) 相談者は福祉サービスを利用されている方がほとんどなので関係者で生活状況など共有し些細な変化や本人の様子など把握する体制作りが必要である。
- (3) 本人やご家族が日頃から相談しやすいような窓口的役割も求められる。

○配偶者暴力防止委員会

配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し男女平等の妨げとなっている。

こうした認識の下、平成13年4月に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が制定された。配偶者暴力は夫婦間で起こる個人的な問題ではなく、子ども・親族・友人・職場なども巻き込む社会的な問題であるとの認識を示した。

また、第5次長野県男女共同参画基本計画（計画期間令和3年度～令和7年度）が策定され、「DV、性暴力、虐待等あらゆる暴力の根絶」「被害者が安心して相談できる体制の整備」が基本的方向として示されている。暴力を容認しない社会を作るための啓発活動やSOSを出しやすい体制作りを関係機関と連携して推進する。

＊「配偶者」には、婚姻届を出していないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の性別を問わない。
また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含む。

1 暴力の種類

種 類	暴 力 の 例
身体的暴力	殴る、蹴る、引きずり回す、首を絞める、物を投げつけるなど
精神的暴力	大声で怒鳴る、人前で恥をかかせる、人格を否定するような暴言を吐くなど
社会的暴力	交友関係を制限する、外出を禁止するなど行動を監視・管理する
経済的暴力	生活費を渡さない、仕事に就かせない、賃金を取り上げるなど
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しないなど

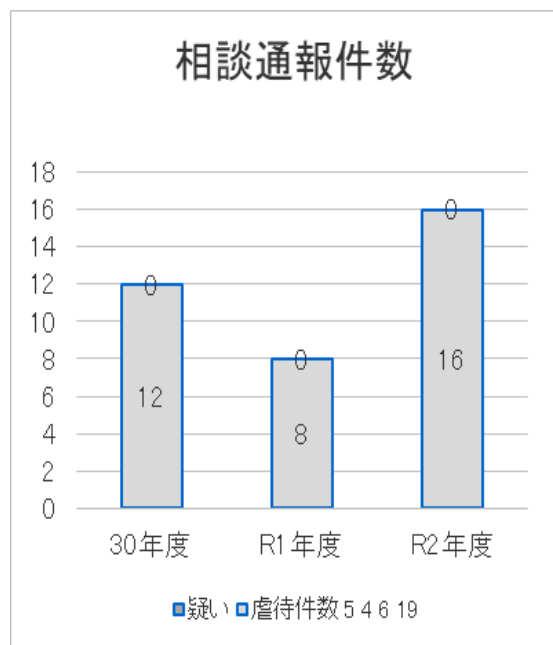
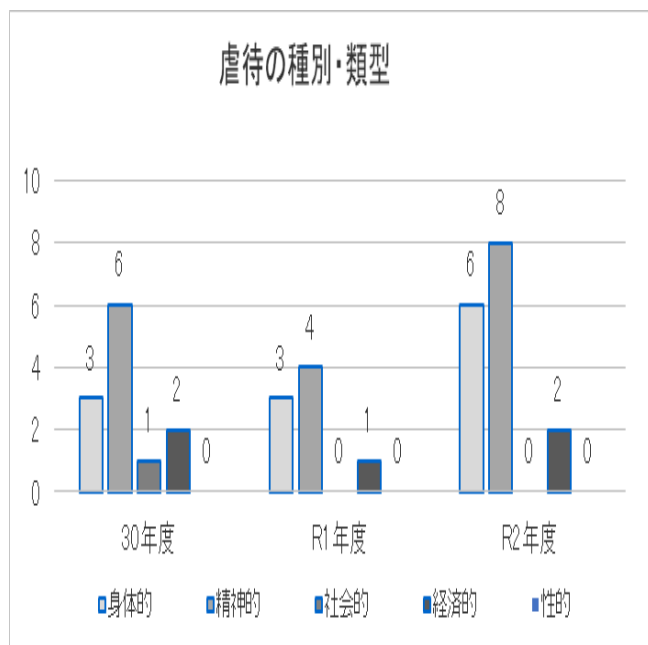
※相手を支配するための手段として暴力を使う。

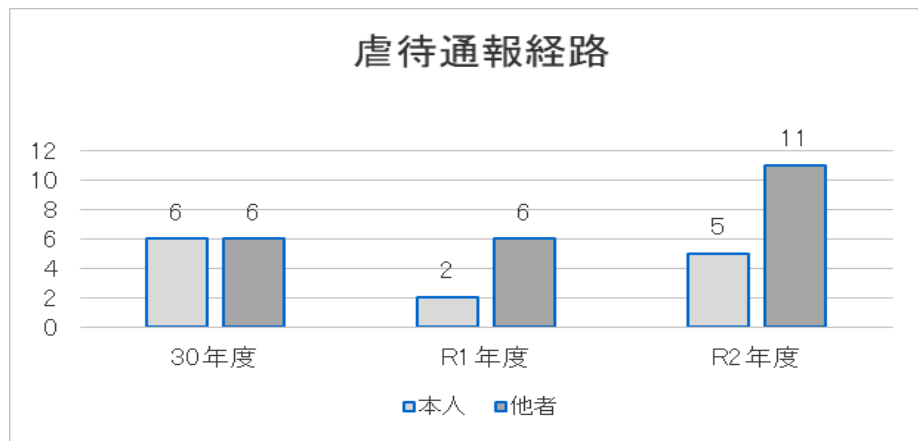
2 市の役割

配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援する事を含め、その適切な保護を図るための積極的な取り組みが求められている。被害者及び関係機関からの通報に対して、相談員が相談に応じる他、福祉・教育・医療・住宅・就労などに関する庁内連携や女性相談センター・警察・司法など外部関係機関との連携により、チームでアプローチしていく。

配偶者からの暴力は、家族のプライバシーとされてしまいがちであるが、基本的人権を脅かす行為であることを市民が理解し早期に発見することが求められる。一般市民向け講演会やリーフレット配布により啓蒙を図るとともに、教育現場において暴力を許さない社会を実現するための指導を充実させていく必要がある。

3 東御市の状況





- ・他者から相談につながるケースが増えている。
- ・保健師が母の不安を聞き取りつながるケース、子が在籍している園や学校からつながるケース、経済的な相談を通してまいさぼからつながるケース、警察へ直接訴えたことによりつながるケースなど
- ・令和2年度においては、口論がエスカレートして身体的暴力に発展する傾向があり、コロナ禍のストレスも考えられる。

4 今後の課題

- (1) 子どもの面前で暴力暴言が行われることも含め、DV と虐待が密接に関連している状況を踏まえ児童福祉担当との連携をさらに深め、早期発見や適切な対応に努める。
- (2) 被害相談（警察）、一時保護（女性相談センター）、離婚（法テラス、家庭裁判所等）など相談者の意思を尊重しながら関係機関と連携を強化していく。